

旧吉野小学校学校跡地利活用事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、旧吉野小学校学校跡地利活用事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するにあたり、競争性、公正性及び透明性を確保するため、旧吉野小学校学校跡地利活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本事業の事業者の選定に関すること。
- (2) その他、町長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する者
- (2) 行政経験を有する者のうちから町長が委嘱する者
- (3) 町民を代表する者として町長が委嘱する者
- (4) 吉野町協働のまち推進課長
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名することとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務の協議が終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、選定を受けようとする事業者の提案に参加してはならない。
- 3 委員は、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

なお、その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第1回の会議は町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 採決を必要とする事項については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

6 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと委員長が認める場合、期日を指定し書面で委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員会の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(会議の報告)

第9条 委員長は、会議の結果を町長に報告しなければならない。

(謝金及び費用弁償)

第10条 委員(町の職員である委員を除く。)が会議の職務に従事したときは、出席1回につき8,000円の謝金を支給する。また、第7条第3項及び第5項の規定に基づき出席した者についても同様とする。

2 委員(町の職員である委員を除く。)が委員会の職務を行うために、会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給するものとし、支給については吉野町の一般職の職員の給与に関する条例（平成11年条例第29号）の例による。また、第7条第3項及び第5項の規定に基づき出席した者についても同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、政策戦略課公民連携室において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 20 日から施行し、本事業の事業者決定の日をもってその効力を失う。